

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和2年8月17日

札幌市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第8条第4項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
		○		北区篠路町上篠路、東区丘珠町	無	令和2年～令和6年	札幌第一環境営農組合
		○		白石区東米里、南区滝野、南区豊滝、西区小別沢	無	令和2年～令和6年	さっぽろ百姓会
		○		北区篠路町拓北、東区中沼町	無	令和2年～令和6年	札幌農業の会